

# 令和8年度 大鰐町空き店舗等活用創業支援事業補助金Q & A

## 補助対象

### Q1 対象事業とは？

A1 都市計画法に規定する市街化区域内において、空き店舗等を借り上げて（売買含む）実施する以下の事業が対象となります。

●小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業・その他町長が認める事業

※ただし、以下の事業は対象外となります。

○風俗営業に係る事業、政治活動又は宗教活動を目的とする事業・空き店舗を専ら事務所、作業場又は倉庫として利用する事業

### Q2 他の制度と併用できますか。

A2 国、県が実施する同様の制度による補助金、助成金を受けていないことが条件となります。

### Q3 通信販売業など対面せず行われる事業も対象となりますか。

A3 本補助金は、地域活性化＝まちなかに賑わいを生むことを目的としていることから、対面せず行われる通信販売やインターネット販売などの事業は対象外とします。

## 空き店舗

### Q5 対象となる空き家店舗等は？

A5 以下の①～③をすべて満たす店舗です

①町内において、1か月以上使用されていない店舗

②店舗兼住宅の場合、店舗部分と住居部分が明確に独立し、かつ店舗部分専用の独立した出入口を有すること

③売買契約または賃貸借契約によること

空き店舗または空き事務所の場合は、①②を満たすこと

①過去に事業の用に供されていたこと

②大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗内の物件でないこと

〈空き家の場合は、③を満たすこと〉

③過去に住居の用に供されていたこと

### Q6 空き店舗等の証明方法は？

A6 電気、ガス、水道などの閉栓日（使用中止日）が確認できる書類等を提出してください。

Q9 補助金交付決定後、店舗の改修工事を進めているが、工事内容が変更となった場合はどうしたらよいか。

A9 補助金額に変更が生じる場合、変更申請が必要になります。まずはご相談ください。

Q11 外装・内装工事が対象となっているが、このうち内装については既に着手済みです。外装工事は未着手ですが、補助対象となりますか。

A11 交付申請の際に、外装工事が未着手であることを証明できる書類（写真等）を添付してください。なお、内装工事については、既に着手済みであれば補助対象外となります。

Q10 営業を開始するのは、工事が全て完了してからでなければならないですか。

A10 営業開始の時期は、補助金の交付決定後、かつ実績報告の前である必要があります。実績報告の際に営業を開始したことを証明できる書類（写しでも可）を提出していただきます。

### Q4 対象者の要件とは？

A4 次の要件を満たす個人又は法人になります。

●事業に必要な資格や認可等を取得する見込みがあること

●2年以上継続して営業する意思を有すること

●営業時間が通年または週4日以上であり、営業時間が1日5時間以上であること

●今後大鰐町に転入または移転する事業者の場合で、営業開始の日から2年以上大鰐町に居住または本店を有することが見込まれること

●空き店舗等の所有者と申請者との関係が、同一世帯または生計を一緒にする者若しくは2親等以内の親族でないこと

●空き店舗等の所有者と同一の法人等に属する者でないこと

●既に町内の店舗に出店している申請者が、空き店舗等に出店する場合、町内の当該店舗が空き店舗とならないこと

●市町村税を滞納していないこと

●国、県が実施する同様の制度による補助金、助成金等を受けていないこと

●大鰐町暴力団排除条例に規定する内容に該当していないこと

## 申請条件

Q7 一度に複数の店舗を開業したいが、同時に申請できますか。

A7 同時に複数店舗の申請はできません。当該年度に受けられる補助件数は1件までです。

Q8 空き家だった家の売買契約が済んでおり、これから改修工事を行い、店舗とする予定ですが補助対象となりますか。

A8 対象となります。交付申請時に、売買契約書の写しの提出が必要になります。ただし、工事は交付決定後に着手してください。

## その他

Q12 補助金受領後、対象者要件に反する事由が発生した場合どうしたらよいですか。

A12 内容によっては、補助金を取消し、返還を求める場合があります。事由が発生したら速やかにご連絡ください。